

借りられる方はご覧ください

- コミュニティホール、会議室等を使用したい場合は、1週間前までに「文化センター使用許可申請書」を提出してください。まとめて借りるときは2か月先までの申請が可能です
- ひまわりホールを使用したい場合は、1か月前までに「文化センター使用許可申請書」を提出してください。なお、使用日の1か月前までに打ち合わせが必要となります
- コミュニティホールを使用する場合は、使用日の1週間前までにレイアウト図を提出してください
- 申請書提出の際に代金をお支払いいただきます。ただし、インボイス対応の領収書が必要な場合は納付書を発行しますので、指定金融機関にてお支払いください
- キャンセルされた場合は、代金の返還はありません
ただし、ひまわりホールは30日前まで、その他の施設は10日前までにキャンセルされた場合のみ5割返還いたします
- ひまわりホール、コミュニティホールを本番のための準備または練習に使用するときは、基本料金の7割となります。また、ひまわりホールの舞台部分だけを使用する場合は、基本料金の3割となります
- ひまわりホール、コミュニティホールの使用の際は、備品代(机、イスなど)が別途かかります。代金は使用日当日に請求いたします
- ホワイトボードを利用される場合は、ホワイトボード用マーカーをご持参ください
- 芝生広場は、営利・営業宣伝を目的とする場合のみ使用料が発生します